

令和元年

三島市外五ヶ市町箱根山組合

組合議会10月定例会会議録

(令和元年10月9日 三島市議会議場において)

出席議員

1 番	瀬戸 美一 君
2 番	大沼 正明 君
3 番	織田 嘉和 君
4 番	水口 剛文 君
5 番	飯田 安雄 君
6 番	佐藤 寛文 君
7 番	川原 章寛 君
8 番	中村 仁 君
9 番	堀江 和雄 君
10 番	長塚 和巳 君
11 番	大石一太郎 君
12 番	横山 博一 君
13 番	鈴木 健一 君
14 番	長澤 務 君
15 番	加藤 常夫 君
16 番	秋山 治美 君
17 番	岩崎 高雄 君
18 番	佐野 俊光 君
19 番	石井 真人 君
20 番	佐野 淳祥 君
21 番	土屋 俊博 君
22 番	弓場 重明 君
23 番	石渡 光一 君
24 番	松田 吉嗣 君

説明のため出席した者

管理者 三島市長	豊岡 武士 君
副管理者	長谷川博康 君

事務局出席者	小林 悟 君
	勝又 慶貴 君
	大川 秀平 君
	関口 智也 君

令和元年10月9日(水)

午後3時1分 開議

議 事 日 程

日程第 1		組合議会議員の辞職について	3
日程第 2		議席の指定	3
日程第 3		会期の決定	3
日程第 4		会議録署名議員の指名	4
日程第 5	認第 1 号	平成 3 0 年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 歳入歳出決算認定について	4
日程第 6	議第 2 号	令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計 補正予算案（第 1 号）	9
日程第 7	議第 3 号	組合共有地の一部賃貸借契約締結について	1 1

(午後 3 時 1 分 開会)

○議長(石渡光一君)今日は、御苦勞様でございます。

出席議員が定足数に達しましたので、これより三島市外五ヶ市町箱根山組合議会 10 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条の規定により、管理者及び監査委員あて出席方を通知しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に、22 番 弓場重明君より遅刻する旨の通告がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は文書をもって御通知申し上げたとおりであります。

これより日程に入ります。

△日程第 1 組合議会議員の辞職について

○議長(石渡光一君)日程第 1 組合議会議員の辞職について、御報告申し上げます。

清水町選出の組合議会議員 花堂晴美さんより、一身上の都合により辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第 126 条の規定により、議長において許可いたしましたので、御報告申し上げます。

また、三島市選出の組合議会議員 伊丹雅治君が公職選挙法第 90 条の規定により、退職されましたので、御報告申し上げます。

なお、補欠選挙により、清水町から飯田安雄君、三島市から石井真人君が選出されましたので、御紹介申し上げます。

△日程第 2 議席の指定

○議長(石渡光一君)次に、日程第 2 議席の指定を行います。

今回選出されました組合議会議員の議席は、会議規則第 3 条の規定により、議長において、飯田安雄君を議席番号 5 番、石井真人君を議席番号 19 番に指定いたします。

△日程第 3 会期の決定

○議長(石渡光一君)日程第 3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日としたいと思いますが、これに

御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日一日と決定いたしました。

△日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(石渡光一君)次に、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、議長において9番堀江和雄君、10番長塚和巳君の両名を指名いたします。

△日程第5 認第1号 平成30年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計
歳入歳出決算認定について

○議長(石渡光一君)次に、日程第5 認第1号 平成30年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

〔副管理者 長谷川博康君登壇〕

◎副管理者(長谷川博康君)ただいま上程になりました、認第1号 平成30年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、提案の要旨を申し上げます。

はじめに、歳入の概要を御説明いたします。お手元の決算書、1ページ、2ページをお開きください。一番下の欄、歳入合計の記載にありますように、予算現額7,590万2,000円に対し、収入済額は7,542万1,350円で、48万650円、0.6%の不足となりました。その主な理由は、2款 財産収入 1項 財産運用収入における、積立金運用利子が当初の見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、歳出の概要を御説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。下から2番目の欄、歳出合計に記載してありますように、予算現額7,590万2,000円に対し、支出済額は6,928万1,855円で、不用額は662万145円となりました。執行率は91.3%でした。この結果、一番下の欄に記載してありますとおり、歳入歳出差引残額は、613万9,495円となり、令和元年度会計へ繰越しとなりました。

次に、歳入の詳細について御説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。1款 使用料及び手数料の収入済額560万8,006円のうち、1項1目 使用料、1節 電柱敷使用料219万3,250円は、東京電力関係が846本、NTT関係が621本の使用料です。2節 その他使用料341万4,656円の主なものは、国道1号笹原山中バイパス工事や東京電力、JR東海関係の鉄塔工事等に伴う土地一時使用料と既にガス管が埋設され、土地を占用させている熱海瓦斯株式会社からの土地占用料などです。

次に、2款 財産収入の収入済額5,999万1,000円のうち、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 貸地料3,906万5,493円は、株式会社芦の湖カントリークラブほかの法人及び一般貸付の貸地料で、詳細はお手元の業務報告書4ページから5ページにかけて記載してあるとおりでございます。次の行の2目 利子及び配当金、1節 預金利子166万3,654円は、積立金7億8,900万円の運用利子です。冒頭でも申し上げましたが、予算額239万2,000円に対し、収入済額166万3,654円となったことが収入の不足となった主な理由であります。次の行の3目 森林収入、1節 造林木売却収入98万7,614円は、組合管理地内の分収林において、愛鷹山森林組合が実施した森林経営計画及び森の力再生事業により生じた造林木の売却収入です。次に2項1目1節 補償料収入1,827万4,239円は、JR東日本や東京電力からの送電線下補償料や8ページ上段記載のJR及び東京電力関係の鉄塔工事等に係る支障木伐採補償料などです。

7ページ、8ページをお開きください。3款1項1目1節 繰越金の収入済額は946万3,700円でした。次に、4款 諸収入の収入済額35万8,644円のうち、2項1目 雑入、1節 その他雑入35万7,221円の主なものは、分収林11.08ヘクタールについて、5年間の森林保険に再加入するにあたり、森林保険料の70%分を分収林管理団体に納入いただいた森林保険料の地元負担金です。

次に、歳出の詳細について御説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。1款1項1目 議会費558万5,445円は、組合議会の運営に要した経費で、主なものは報酬ですが、このほかとして、2泊3日の行程で実施いたしました、広島県・山口県方面への視察研修の経費も含まれております。

次に、11ページ、12ページをお開きください。2款 総務費3,353万7,940円のうち、1項 総務管理費、1目 一般管理費3,344万5,940円は、

特別職2名と一般職3名、臨時職員1名の人件費と組合の一般管理事務に要した経費です。人件費以外の大きなものとしましては、18節 備品購入費146万9,804円ですが、これは、組合職員事務用ノートパソコンを更新したこと等によるものです。また、12ページ右側備考欄の下から3行目、行政事務負担金33万2,000円は、平成30年度からの新たな支出費目で、組合の会計管理事務に係る負担金を三島市に支出したものです。次の2項1目 監査委員費9万2,000円は、監査事務に要した経費です。

次に、13ページ、14ページをお開きください。3款 財産費3,015万8,470円のうち、1項 財産費、1目 管理費2,433万790円の主なものを御説明いたします。なお、詳細につきましては、業務報告書6ページから10ページに記載してありますので、併せて御覧いただければと思います。それでは14ページの右側の備考欄を御覧ください。財産管理事業2,101万5,063円のうち、11行目の森林保険料52万5,561円は、業務報告書の6ページ上段にも記載してありますが、森林の罹災に対応するために清水町ほか8団体の分収林11.08ヘクタールと直轄林7.03ヘクタールの計18.11ヘクタールに森林について、5年間の森林保険に再加入したものでございます。次の行の財産管理台帳補正調査業務委託料397万4,400円は、函南町地籍及び隣接する三島市地籍の一部の地籍調査未調査区域について、組合管理地情報の一元的且つ合理的な管理を図ることを目的として、既設点の検証に係る現地踏査やそれに伴う台帳、図面作成等の業務を委託したものです。1行において次の機械器具費98万6,364円は、山林火災防止対策用として、三島市消防団に貸与するため、チェーンソー6台と給水タンク7個を購入したものです。1行において次の農林道事業負担金217万4,243円は、業務報告書の6ページから7ページに詳細を記載してありますが、林道諏訪ノ台線の路面修繕など、三島市及び函南町が実施した林道等の整備・管理に係る事業費の一部を負担したものでございます。3行において下の地籍調査事業負担金32万7,700円は、三島市が実施している箱根山工区の地籍調査事業について、三島市との協定に基づき、事業費の一部5%分を負担したものでございます。この地籍調査の成果と先ほど説明した財産管理台帳補正調査業務委託の成果を集約することで、組合の土地財産の管理は元より、管理地内の森林における、今後の管理や施業等に大きく役立つものと考えております。3行において次の送電線下補償料地元交付金443万5,896円は、JR東日本及び東京電力からの送電線下補償料を補助金等交付規則に基づき関

係団体に交付したもので、詳細は業務報告書の8ページ上段に記載してあるとおりでございます。2行において次の水利採草補償料40万2,000円は、株式会社芦の湖カントリークラブから納入された補償料を谷田用水組合など4団体に交付したものです。次の行の積立金700万円は、組合の長期にわたる財政の育成を図り、財政運営の健全化を確保するため積み立てたものでございます。これにより、年度末の積立金残高は、7億9,600万円となりました。次に貸付地管理事業の貸付地維持管理事業補助金9万2,099円は、一般貸付地の管理団体2団体が実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に対して、同じく次の分収造林地管理事業の分収林維持管理事業補助金75万9,453円は、分収造林地の管理団体19団体が実施した境界確認や下刈り等の山林維持管理活動に対し、5万円を限度に事業費の2分の1を補助したものです。いずれも業務報告書の9ページから10ページにかけて記載してあるとおりでございます。次の行の直轄地管理事業246万4,175円のうち、次の行の直轄林整備事業委託料238万175円は、三島直轄林や函南直轄林をはじめとした組合直轄林の防火線や経路の下刈りなど、管理に係る事業を委託したもので、詳細は業務報告書10ページ中段に記載してあるとおりでございます。次に、15ページ、16ページをお開きください。2目 森林費582万7,680円について御説明いたします。16ページ右側、備考欄を御覧ください。この費目は、全額、1番上の行、森づくり事業に係る経費となっております。森づくり事業は、平成25年8月に組合議会の特別委員会により策定された三島直轄林整備事業計画に沿って継続的に進めている事業でございますが、平成30年度から業務委託の表記をゾーニングに伴う目標林型によるものとし、保全整備と間伐に大別し差別化を図りました。詳細は業務報告書10ページから11ページにかけて記載してございますので、併せて御覧いただきたいと存じます。決算書16ページ右側の備考欄、上から2行目広葉樹林化区域保全整備業務委託料149万円は、直轄林内の学びの森や景観創造の森などの利用目的別に笹刈りや植栽木の保護及び防獣ネットの設置などの保全整備について委託したものです。次の行の広葉樹林化区域間伐業務委託料57万円は、社会貢献の森のスギ瘤病の対策として、1.5ヘクタールの下刈りと1ヘクタールの間伐等を委託したものです。次の行の混交林化区域保全整備業務委託料27万円は、諏訪の台溪畔林の下刈りや林床整理及び歩道の維持管理など、保全整備について委託したものです。次の行の混交林化区域間伐業務委託料42万7,680円は、沢沿いの区域で、特に災害に強い森を

つくるために必要と認められる2ヘクタールについて、間伐を委託したものです。次の行の長伐期林化区域間伐業務委託料87万円は、研修の森について、作業路の開設と併せて1.1ヘクタールの間伐等を委託したものです。次の行の三島フォレストクラブ事業補助金50万円は、森林の植生調査や保全活動と箱根西麓森林塾の開講・運営に対し、補助したものです。次の行の箱根接待茶屋の森事業補助金170万円は、箱根接待茶屋の森、およそ10ヘクタールの森づくり活動及び森林環境教育イベントとして、年4回実施した森の楽校の開講・運営に対し、補助したものです。

以上で説明を終わります。なお、詳細については、お手元の業務報告書に記載してありますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石渡光一君)次に、監査委員から決算審査の報告を願います。

[監査委員 高藤忠治君登壇]

◎監査委員(高藤忠治君)ただいま上程になりました、認第1号 平成30年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査しました結果を監査委員を代表して御報告申し上げます。

審査に付されました、平成30年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算書、事項別明細書及び付属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、決算書に計上されている諸計数は、関係帳簿及び証書類と符合し、平成30年度における歳入歳出決算額を適正に表示しているものと認めましたことを、御報告申し上げます。

なお、審査の詳細につきましては、お手元の別冊、決算審査意見書に記載してありますので省略させていただきます。以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長(石渡光一君)以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石渡光一君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石渡光一君)なければ討論を終わり、これより認第1号 平成30年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

原案どおり認定することに御異議のない方は挙手を願います。

[賛 成 者 挙 手]

○議長(石渡光一君)挙手全員と認めます。

よって認第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

△日程第6 議第2号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計
補正予算案(第1号)

○議長(石渡光一君)次に、日程第6 議第2号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案(第1号)についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

[副管理者 長谷川博康君登壇]

◎副管理者(長谷川博康君)ただいま上程になりました、議第2号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案(第1号)について、提案の要旨を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に765万4,000円を追加し、予算の総額を7,212万7,000円にしようとするものであります。

はじめに、歳入の説明をいたしますので、お手元の補正予算案6ページ、7ページをお開きください。1款 使用料及び手数料、1項1目使用料、2節 その他使用料は、このあとの議第3号議案にも関連しますが、東京電力が保有する鉄塔工事や国道1号笹原山中バイパス工事等に伴う土地の使用による土地一時使用料281万6,000円を増額しようとするものであります。

8ページ、9ページをお開きください。2款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 貸地料6万円は、このあとの議第3号議案において詳細を御説明いたしますが、東京電力真鶴線及び初川線の改修工事に伴い新規に鉄塔敷地を賃貸したいため、貸地料を増額しようとするものです。10ページ、11ページをお開きください。2款 財産収入、2項1目1節 補償料収入363万9,000円は、JR東日本の送電線下補償料の増額改定に伴う差額分及び東京電力初川線の鉄塔建替え工事に伴う新規分としての送電線下補償料を37万6,000円増額しようとするものと、併せて東京電力真鶴線の鉄塔建替え工事に伴う支障木伐採補償料を326万3,000円増額しようとするものです。

12ページ、13ページをお開きください。3款1項1目1節 繰越金は前年

度からの繰越金額が確定しましたので、113万9,000円を増額しようとするものです。

次に、歳出の御説明をいたしますので、14ページ、15ページをお開きください。3款1項 財産費、1目 管理費の財産管理事業を765万4,000円増額しようとするものですが、そのうち、13節 委託料200万円は、財産管理台帳補正調査業務委託料を増額しようとするものです。本業務は、複数年次で計画し、作業を進めているところでありますが、今年度、既に調査を実施いたしました函南町地籍内の字大芝原及び菖蒲沢区域、約194ヘクタールの隣接地である字御番帰及び盗人厩区域の約181ヘクタールにおいて、引き続き現地踏査を実施し、既存の境界標の座標値測定や見出し杭の設置など、組合独自で境界確認を行おうとするものです。その成果につきましては、専用の端末に反映し、組合管理地全体の情報を集約することで一元的かつ合理的な財産管理を図りたく、それらの調査及び作業を委託しようとするものです。18節 備品購入費30万円は、機械器具費を増額しようとするもので、組合管理地における台風等暴風雨の直後や日常のパトロールをはじめ、森林の施業計画等に活かすため、ドローン一式を購入しようとするものです。19節 負担金補助及び交付金12万3,000円は送電線化補償料地元交付金を増額しようとするもので、歳入でも御説明しましたが、JR東日本の送電線下補償料の増額改定に伴う差額分と東京電力初川線の鉄塔建替えに伴う新規分に係る送電線下補償料について、補助金等交付規則に基づき関係者に対し、交付しようとするものです。25節 積立金520万円は、組合の長期にわたる財政の育成を図り、財政運営の健全化を確保するために増額しようとするものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石渡光一君)以上で当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)なければ討論を終わり、これより議第2号 令和元年度 三島市外五ヶ市町箱根山組合会計補正予算案(第1号)について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

[賛 成 者 挙 手]

○議長(石渡光一君)挙手全員と認めます。

よって議第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第7 議第3号 組合共有地の一部賃貸借契約締結について

○議長(石渡光一君)次に、日程第7 議第3号 組合共有地の一部賃貸借契約締結についてを議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

[副管理者 長谷川博康君登壇]

◎副管理者(長谷川博康君)ただいま上程になりました、議第3号 組合共有地の一部賃貸借契約締結について、提案の要旨を申し上げます。

はじめに、本契約の締結理由についてであります。当該用地の一部はすでに、東京電力パワーグリッド株式会社が所有・管理する送電線路真鶴線及び初川線の鉄塔用地として使用されておりますが、真鶴線が昭和38年、初川線が昭和37年に建設されたものであるため、鉄塔部材全体の劣化が進んでいること、併せまして、これらの鉄塔は、昭和40年以前の設計基準で建設されたものでありますことから、鉄塔の建替え工事が必要となりました。そのため、現行基準で設計し直したところ、既設の鉄塔より、ひと回り大きな鉄塔となり、その4箇所において、鉄塔用地を拡大する必要が生じました。この度の工事では、真鶴線につきましては、函南町桑原字大芝原1396番1地内において、鉄塔3基の建替えを行い、初川線につきましては、函南町桑原字国見嶽1400番7、外3筆地内において、鉄塔2基の建替えを行う計画であります。次に、これら5基の鉄塔建替えに伴う貸地面積についてであります。真鶴線の鉄塔番号103番につきましては、国立公園内で、高さ制限を受けるため、既設鉄塔の貸地面積内で建替えるため、新たな貸地は生じません。このため、新たな鉄塔の拡大用地として、鉄塔番号104番は23.00㎡、鉄塔番号105番では121.00㎡が必要となり、初川線につきましては、鉄塔番号2番が24.21㎡と24.47㎡及び地役権が設定されている土地136.62㎡が、また、鉄塔番号4番では7.83㎡と5.15㎡及び地役権が設定されている土地107.61㎡が新たに必要となる貸地面積でございます。本鉄塔建替え工事は公共性の高い送電線路で、安全管理

上、欠かせないものであり、すでに、新たな貸付地となる当該借地人からも、返地届が提出されておりますことから、新たな貸地を認めてよいものと考えます。なお、貸地料につきましては、賃貸借契約書第5条に規定のとおり、1㎡当たり年額444円とし、地役権設定地については半額の貸地料で算出いたしますと、真鶴線につきましては、年額6万3,936円、初川線につきましては、年額8万1,599円で協議が調いしましたので、それぞれ今後10年間の賃貸借契約を締結しようとするものでございます。なお、資料として、組合共有地賃貸借契約書案2通のほか、理由書及び工事概要書、工事概要図と公図写及び契約書添付図を添付させていただきました。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石渡光一君)以上で当局からの説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)なければ本件についての質疑を打ち切ります。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石渡光一君)なければ討論を終わり、これより議第3号 組合共有地の一部賃貸借契約締結について採決いたします。

原案どおり可決することに御異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(石渡光一君)挙手全員と認めます。

よって議第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

ここで豊岡管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

◎管理者(豊岡武士君) 議会閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。本日の三島市外五ヶ市町箱根山組合議会10月定例会におきましては、平成30年度の組合会計決算認定をはじめとした3件の議案につきまして、慎重なる御審議、御承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成26年度以降、当組合におきましては、箱根山組合共有地基本構想の実現に向け、特に三島直轄林を中心に、三島直轄林整備事業計画に基づく森づくりを着実に進めているところでございます。

このような中、三島スカイウォークが開設4年を待たずにして、本年9月には渡橋者400万人を超え、小田原市、箱根町、函南町との連携による箱根八里の効果的事業の検証、クラウドファンディングを活用した山中城跡の計画的整備など、箱根西麓地域におけるおもてなしの態勢とともに、ますます内外からの注目度も高まっているところです。

一方、林業の成長産業化と適切な森林の経営管理を目的とした森林経営管理法が本年4月に本格的スタートし、この10月には、国から全国自治体に向け、第1回目の森林環境譲与税の配分が実施されました。県内各市町でも、今後、さらに本腰を入れた取り組みの活発な展開が推察されます。三島市におきましても、箱根山組合との連携、そのための協議が進められていると、担当部署から報告を受け、同様に、函南町と組合との協議も今後進められていくと考えております。本制度の効果的な運用、積極的な活用が、両市町の計画的な森林整備を促進し、本組合1,721ヘクタールの森林の持つ公益的機能の向上に、さらに寄与していくものと考えております。

閉会にあたり、議員の皆さまにおかれましては、今後さらに御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、今週末には台風が大変懸念されるころではありますが、健康に御留意され、ますます御健勝にて御活躍くださいますよう心から御祈念申し上げます、御礼の御挨拶とさせていただきます。本日は大変にありがとうございました。

○議長(石渡光一君)これもちまして、10月定例会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(午後3時35分 閉議)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名いたします。

令和元年10月9日

議 長

石渡 光一

会議録署名議員

堀江 和雄

会議録署名議員

長塚 和巳